

# 日清食品株式会社に対する警告について

令和 6 年 8 月 2 2 日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、日清食品株式会社（以下「日清食品」という。）に対し、本日、次のとおり、警告を行った。

本件は、日清食品が、独占禁止法第 19 条（同法第 2 条第 9 項第 4 号（再販売価格の拘束））の規定に違反するおそれがある行為を行っているものである。

## 1 警告の相手方

法人番号	7120001133929
名称	日清食品株式会社
所在地	大阪市淀川区西中島四丁目 1 番 1 号
代表者	代表取締役 安藤 徳隆
事業の概要	即席麺等の製造及び販売

## 2 警告の概要

- (1) 日清食品は、自ら製造販売する即席麺に関して、かねてから小売業者<sup>(注1)</sup>が販売する定番売価<sup>(注2)</sup>及び特売売価<sup>(注3)</sup>の基準（以下「基準価格」という。）を設定していたところ、令和 4 年 6 月及び令和 5 年 6 月の取引先卸売業者に対する出荷価格の引上げに向けて、それぞれ基準価格の改定を行った。

(注1) 「小売業者」とは、日清食品が製造販売する即席麺を販売している小売業者のうち、コンビニエンスストアを除く者をいう。

(注2) 「定番売価」とは、小売業者が特売を行わない期間である「通常時」に設定する小売売価をいう。

(注3) 「特売売価」とは、小売業者が特売を行う期間である「特売時」に設定する小売売価をいう。

- (2) 日清食品は、本件 5 商品<sup>(注4)</sup>について、前記(1)の改定後の基準価格を基に定番売価及び特売売価をそれぞれ設定した上で（以下、当該設定した価格を総称して「提示価格」という。）、小売業者に提示価格を遵守させるという方針の下、令和 4 年 2 月及び令和 5 年 2 月以降、小売業者に対して、自ら以下の行為を行うとともに、取引先卸売業者をして以下の行為をさせている。

ア 通常時において、他の小売業者にも同様の要請を行っている旨を伝えたり、又は、要請を受け入れるまでは特売の条件を出せない<sup>(注5)</sup>旨を示唆したりするなどして、提示価格まで定番売価を引き上げることを要請することにより、前

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第三審査課

電話 06-6941-2718（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

記(1)の各出荷価格の引上げ以降、提示価格で販売するようにさせている。

イ 特売時において、提示価格で販売することを前提に特売の条件を出すようにするなどして、提示価格まで特売売価を引き上げることがを要請することにより、前記(1)の各出荷価格の引上げ以降、提示価格で販売するようにさせている。

(注4) 「本件5商品」とは、日清食品が製造販売する即席麺のうち、「カップヌードル」、「カップヌードルシーフードヌードル」、「カップヌードルカレー」、「日清のどん兵衛きつねうどん」及び「日清焼そばU. F. O. 」のブランドが付されたものであってレギュラーサイズのことをいう。

(注5) 「特売の条件を出す」とは、小売業者が特売を行う際、卸売業者から小売業者に対して販売する価格を一時的に引き下げ、その引下げ分を日清食品が負担することをいう。

(3) 日清食品の前記(2)の行為は、独占禁止法第2条第9項第4号イ及びロに該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、日清食品に対し、前記(2)の行為を取りやめ、今後、当該行為と同様の行為を行わないよう警告した。

# 日清食品株式会社に対する警告について（イメージ）

## 通常時

- ・他の小売業者にも同様の要請を行っている旨を伝達する
- ・受け入れるまで特売の条件が出せない旨を示唆する

提示価格まで引き上げるよう要請

日清食品 担当者  
卸売業者 担当者

小売業者 A 小売業者 B 小売業者 C ...

競合店も値上げするなら...

特売セールできないと困る...

### 価格の確認



実際に店頭価格の確認

- ・陳列棚の値札
- ・レシート



日清食品 担当者

日清食品  
株式会社



- ・出荷価格の引上げに向けて社内の基準価格を改定
- ・改定後の社内の基準価格を基に定番売価及び特売売価を設定して提示し、提示価格まで引き上げるよう要請

卸売業者

要 請

小 売 業 者

要請を受けて販売

一 般 消 費 者

## 特 売 時

- ・提示価格で販売することを前提に特売の条件を出す

提示価格以上とするよう要請

日清食品 担当者  
卸売業者 担当者

小売業者 担当者

特売ができないと困る...  
提示された価格で販売するか...

### 価格の確認

提示した価格未満の場合

セール



提示価格どおり  
販売するよう要請

日清食品 担当者

## 1 最近の再販売価格の拘束事件

件名 (公表年月日)	内容
<p>令和4年(認)第4号 株式会社一蘭に対する 件 (令和4年5月19日)</p>	<p>公正取引委員会は、株式会社一蘭に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>株式会社一蘭は、同社が販売する即席めん等（以下「一蘭の即席めん等」という。）に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて小売業者に販売しているところ、遅くとも平成30年1月以降、一蘭の即席めん等の商品ごとに希望小売価格を定めた上で（以下、当該商品ごとに定められた希望小売価格を「一蘭の希望小売価格」という。）、当該商品が小売業者において販売される態様（同一の商品を複数まとめる場合又は異なる商品を組み合わせる場合を含む。）にかかわらず</p> <p>(1) 当該商品の購入を希望する小売業者に対し、一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請し、これに同意した小売業者に</p> <p>(2) 取引先卸売業者をしてその取引先である当該商品の購入を希望する小売業者に一蘭の希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請させ、これに同意した小売業者への販売を行うことになる当該取引先卸売業者に</p> <p>当該商品をそれぞれ供給している。</p>
<p>令和元年(措)第5号 コンビ株式会社に対する 件 (令和元年7月24日)</p>	<p>遅くとも平成27年1月頃以降、コンビ株式会社が販売するベビーカー、チャイルドシート及びゆりかごのうち、「ホワイトレーベル」と称するブランドが付された商品（以下「ホワイトレーベル商品」という。）を同社が定める「提案売価」等と称する価格（以下「提案売価」という。）で販売する旨に同意した小売業者に自ら又は取引先卸売業者を通じてホワイトレーベル商品を販売することにより、小売業者にホワイトレーベル商品を提案売価で販売するようにさせていた。</p>

<p>令和元年（措）第3号          アプリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社に対する件          （令和元年7月1日）</p>	<p>遅くとも平成28年5月頃以降、次の行為を行うことにより、小売業者にアプリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社の育児用品を同社が定める「提案売価」等と称する価格（以下「提案売価」という。）で販売するようにさせていた。</p> <p>(1) 提案売価を下回る販売価格（以下「逸脱売価」という。）で販売している又は販売しようとしている小売業者を把握するため、次の行為を行っていた。</p> <p>ア 小売業者の販売価格を自ら定期的に調査していた。</p> <p>イ 小売業者のチラシの配布に先立ち、当該チラシに掲載される販売価格を自ら確認し又は取引先卸売業者をして確認させていた。</p> <p>ウ 取引先卸売業者及び小売業者から、逸脱売価で販売している小売業者に関する苦情を受け付けていた。</p> <p>(2) 前記①の行為により、逸脱売価で販売している又は販売しようとしていることが判明した小売業者に、提案売価で販売するよう、自ら要請を行い又は取引先卸売業者をして要請を行わせていた。</p> <p>(3) 前記②の要請にもかかわらず、逸脱売価で販売し続ける小売業者に対しては、出荷を停止し、又は取引先卸売業者をして当該小売業者に対する出荷を停止させるなどしていた。</p>
<p>平成28年（措）第7号          コールマンジャパン株式会社に対する件          （平成28年6月15日）</p>	<p>キャンプ用品の実店舗における販売又はインターネットを利用した販売に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者から、次の販売ルールに従って販売する旨の同意を得て、当該小売業者に当該販売ルールに従って販売するようにさせていた。</p> <p>(1) キャンプ用品ごとに定める下限の価格以上の価格で販売すること。</p> <p>(2) 割引販売は、他社の商品を含めた全ての商品を対象として実施する場合又は実店舗における在庫処分を目的として、コールマンジャパン株式会社が指定する日以降、チラシ広告を行わずに、一部の商品を除いて実施する場合に限り行うこと。</p>

## 2 参照条文

### ○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

#### 〔定義〕

第二条（略）

②～⑧（略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～三（略）

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること。

イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

五～六（略）

#### 〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。